

第7回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年11月29日 午前10時00分 招集
2. 令和6年11月29日 午前10時00分 開会
3. 令和6年11月29日 午前10時36分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企画財政課長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	防災情報課長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則
市 民 課 長	甲 斐 直 喜	健康増進課長	山 内 る み
まちづくり課長	石 松 昭 信	上下水道課長	竹 原 昭 典

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について（議長）

日程第4 諸般の報告について（市長）

日程第5 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

令和6年第7回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には年末を控え公私誠に御多忙のところ、御出席賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会に提出されます諸議案につきましては、後刻、市長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。向寒のみぎり、各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和6年第7回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番議員、佐藤菊男君、7番議員、児玉正孝君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

11月22日午前10時より議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を御報告いたします。

まず、今定例会の付議事件が、専決処分の報告1件、条例の一部改正1件、令和6年度補正予算6件、その他19件、合計27件であります。会期につきましては、本日11月29日から12月19日までの21日間といたしました。日程表は、事前に配付しているとおりであります。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。専決処分の報告1件、指定管理者の指定18件を除く8件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、本会議での議案質疑の際、自己の所属する委員会に付託された案件についての質疑は御遠慮願います。

次に、一般質問の取扱いについてです。一般質問の通告期限は、12月3日火曜日午後5時までとしておりますが、必ず時間に余裕を持った提出をお願いいたします。

質問の要旨については、時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に、毎回同じことですが、記載をしていただくようお願いします。一般質問では、お願いやお礼の言葉等が時々みられますが、そういうことは慎み、また、原課に尋ねればすぐに回答が得られるような簡易的なものとならず、通告以外の質問は行わないようお願いをいたします。執行部におかれましては、質問に対し確実かつ的確な答弁を行いますようお願いいたします。

なお、一般質問の時間については、答弁を含め45分間としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本日の議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、配付いたしました別紙「報告書」を御覧ください。

まず、監査委員より令和6年8月分から9月分までの「例月出納検査報告書」が、また、市長より令和6年第6回臨時会において不承認となった「専決処分した令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）」について、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、専決処分の不承認に伴う措置についての報告書が提出されました。報告書は、事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧ください。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。

10月7日・8日、第286回熊本県市議会議長会が菊池市で開催され、会務報告、令和7年度市議会議長会予算、九州市議会議長会への提出議案などを審議し、すべてが採択となりました。

10月27日、令和6年度阿蘇市町村議長会議員研修会が阿蘇市で開催され、熊本県立大学総合管理学部、澤田道夫教授による「男女共同参画と地方自治の現在」についての講演がありました。

10月30日・31日、令和6年度阿蘇市町村議長会正副議長視察研修が長崎県川棚町で開催され、「議会運営と議会活性化の取り組みについて」、「タブレット端末導入について」の研修が行われました。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告について（市長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第4、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） どうも、皆様、おはようございます。

早速、発言をさせていただきます。

今年の秋、阿蘇地域は概ね穏やかな気候でした。休日ともなると多くの観光客が訪れ、火山活動も安定しており、観光施設や飲食店などは大変な賑わいでした。また、この期間の各種イベントも一部を除いて好天に恵まれ、活気に満ちていました。

一方で、主要観光地のアクセスは交通渋滞、混雑が発生しています。周辺住民生活に影響を与えないよう「持続可能な観光推進事業」先駆モデル地域型の国選定（全国20地域）を受け、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に取り組んでいます。併せて、急増する外国人旅行者対応や人手不足解消に各店舗DX化も進めています。

12月に国立公園指定90周年を迎える阿蘇くじゅう国立公園は、平成28年から進めている国立公園満喫プロジェクト事業を活用、国立公園世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を目指すべく、環境省と連携し新たな魅力づくりに取り組み、国際的知名度をさらに高めていきます。

それでは、令和6年第7回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、9月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

職員採用は、年度途中退職で欠員4名を補充するため、採用試験を実施、中途採用者1名を10月1日付けで任用、配置し、その他欠員の職は、会計年度任用職員等で対応しています。また、来年4月の職員採用は、9月に筆記試験、10月に面接試験を実施、一般事務職2名、保育士3名を決定しましたが、一般事務職、臨床心理士等は専門職で必要人員に達せず、12月以降に二次募集を予定しています。

職員の不正アクセス禁止法違反行為に係る刑事訴訟法第 239 条第 2 項（公務員の告発義務）に基づく告発は、正当性、合理性を顧問弁護士と協議、令和 6 年 10 月 24 日付けで捜査機関に告発状を提出しました。今後は、捜査機関、検察庁判断に委ねることとなります。

令和 6 年 10 月 22 日開催の第 6 回阿蘇市議会臨時会で不承認となった「専決処分した令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 4 号）」は、自治法第 179 条第 4 項（必要と認める措置及び議会への報告）に基づき、その経緯等について、11 月 15 日付けで阿蘇市議会議長宛に報告書を提出させていただきました。併せて、市ホームページにも掲出しています。

9 月から 11 月にかけて市内 11 か所で「市政報告会」を開催、「女性のための市政報告会」を含め本年は 700 名弱の参加をいただきました。昨年に続き、宮地、黒川地区で地元阿蘇中央高校生からの発表もあり、市民の方々に高校生の取組を知っていただく機会となりました。執行部からは、市政運営の現状や今後の取組等を報告、その後の意見交換は、会場から地域の課題・要望など多数の御意見等がありました。

【企画財政課】

本年度末に期間満了となる公の施設 18 施設（11 件）の指定管理者募集を行った結果、13 社から応募があり、複数応募 2 施設（2 件）については、事業提案説明会を別途開催、選定委員会で慎重審査を行い候補者を決定、本定例会に議案上程しています。

平成 16 年度に旧阿蘇町の町制施行 50 周年記念事業として「タイムカプセル 20 年後の手紙」を実施、今年度 20 年を迎えます。当時、御本人、御家族、知人、関係者の方々宛に書いていただいた約 1,800 通の手紙を送付する準備を進めています。

【防災情報課】

阿蘇中岳火口は、7 月 12 日、「噴火警戒レベル 1（活火山であることに留意）」引き下げ以降、活動も安定しており、火山性微動振幅は概ね小さく、火山ガス放出量も比較的少ない状態です。

引き続き、関係機関連携の下、火山活動を十分注視、登山者や観光客、山上で働く方々の安全を第一に取り組んでまいります。

また、12 月 12 日に阿蘇火山防災訓練を計画、「火山噴火警戒レベル 3」を想定し、34 機関約 200 名の御協力の下、噴火に伴う情報収集、関係機関との連携、避難誘導、人命救助等訓練を行います。訓練で得た課題等を改善し、今後の火山防災に活かしていきます。

防災対策は、11 月 23 日に今年 2 回目となる市民参加型避難訓練を内牧地区で開催、大規模地震発生を想定し安否確認や避難行動訓練、併せて参加者による地域防災マップづくりに取り組み、発災時避難行動、事前準備等の重要性を再認識しました。

今後も自主防災組織ごとの地区防災計画策定を推進し、地域防災力向上を図ってまいります。

お知らせ端末機の更改事業は、阿蘇、一の宮、波野地区ごとに順次各家庭端末機を更新中であり、10 月末時点で計画台数 9,100 台のうち 3,963 台（進捗率 43.5%）を設置、令和 7 年度完了を予定しています。

次に、市民部関係について報告します。

【人権啓発課】

10月19日・20日両日、阿蘇体育館であらゆる差別撤廃に向け、参加者全体の連帯、協働を進める「部落解放第37回熊本県研究集会」が開催されました。県内各地域から約3,000人の参加者が集い、本市も各区長、児童・民生委員、市議会議員、行政、教育関係者など425名の御参加をいただき、盛会に終了しました。

また、11月12日、「2024阿蘇市人権フェスティバル」を開催、啓発DVD視聴後、講師の徳山理恵氏から「みんなで考えるハラスメント」と題して御講演をいただき、ハラスメントの内容の深さと重要性を新たに認識することができました。

これからも、部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃に向け、啓発活動に取り組みます。

【ほけん課】

11月7日、「シルバースポーツ大会」を阿蘇・一の宮・波野3会場で開催、当日は晴天に恵まれ、388名の参加がありました。老人クラブ連合会各支部で決定された競技種目に参加された方々は、様々な競技に笑顔で取り組み、仲間同士で楽しんでいる姿が見受けられました。運動だけでなく、日頃会えない友人、知人と久しぶりに顔を合わせるなど、コミュニティの場としても大変有意義な大会となりました。

今後も引き続き、高齢者皆様の健康増進、コミュニティの活力化につながるよう関係団体と協力しながら取り組んでいきます。

【健康増進課】

予防接種事業は、昨年まで特例臨時接種で行っていた新型コロナワクチン接種は10月から「定期接種」となりました。他の定期接種同様に、重症化予防として有効な手段です。今後も関係機関との連携で接種機会の提供に努めてまいります。

健診事業は、秋の住民健診を10月15日から11月8日までの期間中、10日間実施、1,771人の受診がありました。健診前に市政報告会やハガキ勧奨などで、がん検診等の受診促進に取り組んだことで、夏の住民健診に引き続き、多くの方に受診いただきました。

今後も市民皆様の健康増進に向け、受診率向上に努めてまいります。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

熊本県は、例年11月から翌4月までの期間を「高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間」と定め、ウイルスの侵入防止及び万一の発生時、まん延防止対策を強化しています。本市も阿蘇地域内発生を想定した防疫演習を基本に、関係機関と連携し防疫体制徹底、危機意識共有など、防疫対策強化を図っていきます。

【観光課】

今秋はイベントが盛んで、「神楽フェスティバル」、国際自転車レース「ツール・ド・九州」、「国立公園指定90周年記念イベント」、「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」、併せて民間イベント等も活発に開催され、秋の行楽シーズン入込数、宿泊数ともに好調でした。

インバウンド誘客対策は、熊本県などと連携して台北国際旅行博でプロモーションを実施。

12 月には阿蘇温泉旅館協同組合と台湾旅行会社へ営業活動に取り組むなど、引き続き増加が見込まれる台湾市場誘致に注力してまいります。

地方空港国際線でトップの就航数・乗客数を数える「阿蘇くまもと空港国際線」は、11 月にソウル便、12 月に釜山便が就航開始され、この冬から「台湾・香港・韓国」の 3 地域と熊本が結ばれます。目的地は「阿蘇」という多くの方々のニーズに応えることができるよう、空港内に阿蘇市の観光案内所を開設し、受入態勢強化とともに、冬期阿蘇観光にも一層磨きをかけていきます。

【まちづくり課】

「移住定住支援策」は、7 月 1 日から専属の地域おこし協力隊員 1 名を任用、10 月 1 日には移住定住促進拠点となる「阿蘇市移住定住支援センター」を開設しました。現在、会計年度任用職員を含む 3 名体制で、空き家バンク情報などをもとに移住希望者からの相談に応じています。

10 月 22 日、厚生労働省熊本労働局と雇用対策協定を締結しました。県内自治体では、熊本県、熊本市に次ぐ 3 番目の協定締結で、雇用に関する様々な地域課題を共有し、その解決に向け協力し合うことにしています。

阿蘇神社周辺のオーバーツーリズム対策は、阿蘇神社前中央駐車場と神社駐車場のシステムを統合、年内にサイト上でリアルタイムに混雑状況が把握できるよう構築、併せてキャッシュレスや新紙幣にも対応した事前精算機を更新します。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

中九州横断道路は「滝室坂トンネル」覆工工事（トンネル掘削面をコンクリートで覆う工事）が 10 月末完了し、滝室坂道路の令和 8 年度開通整備が着々と進められています。

また、大分熊本両県期成会で、10 月 30 日、九州地方整備局、11 月 20 日、国土交通省・財務省・各県選出国會議員へ事業の加速化・予算確保等の要望を行いました。

阿蘇山直轄砂防事業促進期成会も早期の事業推進に向け、9 月 26 日、九州地方整備局、10 月 9 日、国土交通省・財務省・県選出国會議員へ事業促進・予算確保等の要望活動を行いました。

市道維持事業は、成川中通線（8 メートル道路）西岳橋から東側約 470 メートルの舗装改修を発注しています。老朽化が進む路面舗装、橋梁も計画的整備を進めています。

【住環境課】

市営住宅坊中南団地 A 棟建設工事は、11 月 18 日に安全祈願祭が執り行われ、工事着手しています。

番出団地改修工事（耐火構造 2 階建）は、4 棟のうち 2 棟が年内に、残り 2 棟も翌 2 月末竣工予定となっています。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

11 月 9 日、「第 19 回阿蘇市こども芸術祭」を開催、阿蘇市内の園児や児童・生徒ら 6 団

体 130 名が日頃の練習成果を披露、盛会に終了しました。

阿蘇小学校体育館改築工事、波野中学校体育館改修工事は、翌 1 月中の竣工を目指しています。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

9 月から小児アレルギー専門外来を毎月第 1 水曜日の午後に開設。乳児期からのアレルギー予防医療の取組を開始しました。

10 月からの医療提供体制について、非常勤医師を含めた全診療科の診療案内を作成、市政報告会での配布をはじめ、大分県竹田市も含めた周辺医療機関への訪問周知に努めています。

10 月 12 日、「高齢化社会における近未来の地域医療の構築」をテーマに「LMC 地域医療介護研究会・地域交流会」を開催、全国から 74 名の参加がありました。パネルディスカッションでは医師会・歯科医師会・薬剤師会・社会福祉協議会連合会、県、阿蘇市町村各自治体の取組と各々が抱える地域医療・介護の課題共有が図られました。

11 月 11 日、阿蘇地域保健医療調整現地本部（通称 A D R O）主催で「阿蘇圏域災害対応机上訓練」を阿蘇医療センターで実施。阿蘇保健所、阿蘇圏域市町村並びに消防署等関係機関から 54 名参加、南小国町の豪雨災害発生を想定し、有事の際の各機関の対応を共有、地域災害拠点病院として当院役割を再確認しました。

阿蘇市及び阿蘇医療圏の政策医療並びに中核的医療を担う拠点病院として、地域関係機関と連携を密にしながら、力を合わせ住民の方々の健康と命を守る取組を進めてまいります。

以上、12 月定例会開会にあたっての諸般の報告とします。

終わります。

○議長（菅 敏徳君） 市長の諸般の報告が終わりました。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第 5、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、引き続きまして令和 6 年第 7 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 14 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 6 年 8 月 31 日、阿蘇市黒川において発生した公用車の物損事故について、同年 11 月 15 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 81 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」

本件は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行う必要があるため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 82 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」

歳入では、普通交付税、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金等を追加しております。

歳出では、氏名の振り仮名の戸籍記載対応業務、自立支援給付費等を追加し、人件費等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,187 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 193 億 4,083 万 5,000 円といたしました。

議案第 83 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

歳入では、国庫支出金を追加し、繰入金を減額しております。

歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 133 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 35 億 870 万円といたしました。

議案第 84 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

歳入では、支払基金交付金及び繰入金を、歳出では、総務費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 291 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 40 億 9,409 万 5,000 円といたしました。

議案第 85 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

歳入では、繰入金を減額、歳出では、諸支出金を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金及び予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 773 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 5 億 8,467 万 2,000 円といたしました。

議案第 86 号「令和 6 年度阿蘇市水道事業会計補正予算（第 1 号）について」

収益的収入では、上水道事業収益を 200 万円、簡易水道事業収益を 116 万 2,000 円追加し、総額を 5 億 254 万 4,000 円に、収益的支出では、上水道事業費用を 790 万円、簡易水道事業費用を 80 万円追加するとともに予備費を 300 万円減額し、総額を 5 億 13 万円といたしました。

議案第 87 号「令和 6 年度阿蘇市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」

収益的支出では、公共下水道事業費用を 198 万 5,000 円追加し、総額を 5 億 4,634 万 4,000 円といたしました。

資本的収入では、公共下水道事業資本的収入を 355 万 3,000 円追加し、総額を 2 億 1,675 万 4,000 円とし、資本的支出では、公共下水道事業資本的支出を 71 万 4,000 円追加し、総額を 3 億 8,824 万 9,000 円といたしました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 7,149 万 5,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第 88 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」

本件は、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更したので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成団体の議会において、同文議決を求めるものであります。

議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市光ネットワーク施設）」

議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）」

議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設）」

議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村）」

議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」

議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」

議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設）」

議案第 96 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設）」

議案第 97 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮運動公園）」

議案第 98 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮社会教育センターグランド）」

議案第 99 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮体育館）」

議案第 100 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市就業改善センター）」

議案第 101 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇農村公園あびか）」

議案第 102 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市温水プール・温泉施設）」

議案第 103 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市交流促進センター）」

議案第 104 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館）」

議案第 105 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇体育館武道場）」

議案第 106 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市阿蘇多目的広場）」

本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案 27 件（報告 1 件、条例 1 件、予算 6 件、規約 1 件、その他 18 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、10 時 50 分から全員協議会を開催します。本議場にて全員協議会を行いますので、よろしくお願いいたします。

午前 10 時 36 分 散会